

<表3>

胃がん検診精度管理調査結果(平成28年度分・胃部エックス線検査) 【検診機関】

	金沢市医師会	白山ののいち 医師会 (野々市市)	河北都市医師会 (津幡町)	河北都市医師会 (内灘町)	石川県 成人病予防 センター	石川県 予防医学協会
<b>1. 受診者への説明</b>						
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか	○	○	○	○	○	○
(2) 精密検査の方法や内容について説明しているか	○	○	○	○	○	○
(3) 精密検査結果は市町村へ報告すること、また、他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明したか	○	○	○	○	○	○
(4) 検診の有効性に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんでなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明したか	○	○	○	×	×	○
(5) 検診受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明したか	○	○	○	○	×	○
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明したか	×	○	○	○	×	○
<b>2. 問診および撮影の精度管理</b>						
(1) 検診項目は、問診及び胃部X線検査としているか	○	○	○	○	○	○
(2) 問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか	○	○	○	○	○	○
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○
(4) 撮影機器の種類(直接・間接・DR撮影、イメージ・インテンシファイア(I.I.)方式等)を仕様書で明らかにし、撮影機械の基準は日本消化器がん検診学会の定める使用基準を満たしていたか	×	○	○	○	○	○
(5) 撮影枚数は最低8枚とし、仕様書にも撮影枚数を明記していたか	○	×	○	○	○	○
(6) 撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとしているか注2)	○	×	○	○	○	○
(7) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意しているか	○	○	○	○	○	○
(8) 撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得していたか	該当なし	○	×	×	○	○
(9) 自治体から求められた場合、撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しているか	該当なし	該当なし	○	×	○	○
<b>3. 読影の精度管理</b>						
(1) 自治体から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告しているか	○	×	○	○	○	○
(2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の1名は日本消化器がん検診学会認定医としていたか	×	×	×	×	○	○
(3) 必要に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影しているか	○	○	○	○	○	○
(4) X線画像は少なくとも3年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○
(5) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○
<b>4. システムとしての精度管理</b>						
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされたか	○	○	○	×	○	○
(2) がん検診の結果及びそれに関する情報(注3)について、市町村や医師等から求められた項目をすべて報告したか	○	○	○	○	○	○
(3) 精密検査方法及び精密検査(治療)結果について、市町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めたか	○	○	○	○	○	○
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会を設置しているか。もしくは、市町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加したか	○	○	○	×	○	○
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応的中率等のプロセス指標を把握したか	○	×	○	○	○	○
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から助言等があった場合は、それを参考に改善に努めたか	○	○	○	○	○	○
合計(26項目中)	21	20	24	20	23	26
×の数	3	5	2	6	3	0
評価結果	B	B	B	B	B	A

注1)本チェックリストは「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」一部改正(平成28年2月)に基づき作成した

注2)撮影法及び撮影機器の基準は、日本消化器がん検診学会発行「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011)」を参照

注3)地域保健・健康増進事業報告に必要な情報。当該報告では、受診者数、要精検者数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することとなっている

胃がん検診精度管理調査結果(平成28年度分・胃部内視鏡検査) 【検診機関】

	金沢市医師会	白山ののいち 医師会 (白山市)	白山ののいち 医師会 (野々市市)	能美市医師会	河北郡市医師会 (津幡町)	七尾市医師会 (中能登町)	能登北部医師会 (能登町)
<b>1. 受診者への説明</b>							
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか	○	○	○	○	○	○	○
(2) 精密検査の方法や内容について説明しているか	○	○	○	○	○	○	○
(3) 精密検査結果は市町村へ報告すること、また、他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明したか	○	○	○	○	○	○	該当なし
(4) 検診の有効性に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんでなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明したか	○	○	○	○	○	×	×
(5) 検診受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明したか	○	○	○	○	○	×	×
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明したか	×	○	○	○	○	○	×
<b>2. 問診および撮影の精度管理</b>							
(1) 検診項目は、問診及び胃部内視鏡検査としているか	○	○	○	○	○	○	○
(2) 問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか	○	○	○	○	○	○	○
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○
(4) 胃内視鏡検査の機器や医師・技師の条件は、日本消化器がん学会による胃内視鏡検診マニュアル(注2)を参考に市、仕様書に明記したか	○	○	○	○	○	×	×
<b>3. 読影の精度管理</b>							
(1) 読影にあたっては、日本消化器がん学会による胃内視鏡検診マニュアル(注2)を参考に行ったか	○	○	○	○	○	×	×
(2) 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェックを行ったか	○	○	○	○	○	○	○
(3) 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん学会認定医、あるいは日本消化器内視鏡学専門医の資格を取得しているか	○	○	○	○	○	○	○
(4) 内視鏡画像は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○
(5) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	○	○	○	○	○	○	○
<b>4. システムとしての精度管理</b>							
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされたか	○	○	○	○	○	○	×
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報(注3)について、市町村や医師等から求められた項目をすべて報告したか	○	○	○	○	○	○	該当なし
(3) 精密検査方法及び精密検査(治療)結果について、市町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めたか	○	○	○	○	○	○	該当なし
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会を設置しているか。もしくは、市町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加したか	○	○	○	○	○	○	○
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応的中度等のプロセス指標を把握したか	○	○	×	○	○	○	×
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めたか	○	○	○	○	○	○	×
合計(21項目中)	20	21	20	21	21	17	10
×の数	1	0	1	0	0	4	8
評価結果	B	A	B	A	A	B	B

注1) 本チェックリストは「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」一部改正(平成28年2月)に基づき作成した

注2) 日本消化器がん検診学会発行「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル2015年度版」を参照

注3) 地域保健・健康増進事業報告に必要な情報。当該報告では、受診者数、要精検者数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することとなっている